

消 食 表 第 3 号
平成 2 1 年 9 月 4 日

各
〔 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 〕
衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品表示課長

アレルギー物質を含む食品の表示の徹底について

今般、食品衛生法の規定に基づく表示に関する業務が消費者庁に移管したことに伴い、改めてアレルギー物質を含む食品の表示に関する取扱いを下記のとおり通知いたしますので、特段のご配慮をお願いいたします。

記

- 1 アレルギー物質を含む食品の表示については、引き続き、貴管下の食品等事業者に対して、使用原材料の点検及び確認を行い、適切な食品表示を徹底するよう指導すること。
- 2 標記に関する食品衛生法違反事例において、当該違反食品の出荷又は販売先が不特定又は多数である場合は、食品等事業者に対し、当該事例について社告、店頭告知等による周知を徹底するよう指導すること。
- 3 都道府県等の食品衛生主管部（局）においては、2の事例について公表（公表年月日、製造者又は販売社名、商品名、違反内容、措置等）に努めるとともに、当課あて速やかに情報提供を行うこと。なお、報告された事例については、消費者庁ホームページに掲載する予定である。